二　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

三　（略）

（建政部の所掌事務）

第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。

七の二　（略）

八　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。

九～三十六　（略）

（削る）

三十七～三十九　（略）

四十　（略）

四十一～四十四　（略）

（河川部の所掌事務）

第八条　河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十三　（略）

三十四　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること。

三十五　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。

二　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

三　（略）

（建政部の所掌事務）

第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。

七の二　（略）

八　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

九～三十六　（略）

三十七　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

三十八　流域別下水道整備総合計画の同意に関すること。

三十九　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

四十　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

四十一　雨水出水浸水想定区域に関すること。

四十二～四十四　（略）

四十四条の二　（略）

四十五～四十八　（略）

（河川部の所掌事務）

第八条　河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十三　（略）

三十四　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（建政部の所掌に属するものを除く。）。

（新設）